

議案第 1 2 号

岩倉市手数料条例の一部改正について

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市手数料条例の一部を改正する条例

(岩倉市手数料条例の一部改正)

第1条 岩倉市手数料条例（平成12年岩倉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第9中

|             |     |      |       |  |
|-------------|-----|------|-------|--|
| 公簿閲覧手数料     | 1世帯 | 150円 | 申請のとき | 住民基本台帳以外の公簿については1件150円とする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧において、同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。 |
| 納税に関する証明手数料 | 1件  | 200円 | 申請のとき |  |
| 土地に関する証明手数料 | 1枚  | 200円 | 申請のとき |  |
| 営業に関する証明    | 1件  | 200円 | 申請のとき |  |

|                  |     |         |       |  |
|------------------|-----|---------|-------|--|
| 手数料              |     |         |       |  |
| 家屋に関する証明<br>手数料  | 1 枚 | 2 0 0 円 | 申請のとき |  |
| 公図（地積図）複<br>写手数料 | 1 枚 | 2 0 0 円 | 申請のとき |  |

を

|         |      |         |       |  |
|---------|------|---------|-------|--|
| 公簿閲覧手数料 | 1 世帯 | 1 5 0 円 | 申請のとき | 住民基本台帳以<br>外の公簿につい<br>ては、1 件 1 5 0<br>円とする。ただ<br>し、地方税法（昭<br>和 2 5 年法律第<br>2 2 6 号）第<br>3 8 2 条の 2 に<br>規定する固定資<br>産課税台帳（同条<br>第 1 項ただし書<br>の規定による措<br>置を講じたもの<br>を含む。）の閲覧<br>（同法第 3 8 2<br>条の 4 に規定す<br>る固定資産課税<br>台帳に住所に代<br>わる事項の記載<br>をしたものの閲<br>覧を含む。）で、<br>同法第 4 1 6 条<br>第 3 項又は第<br>4 1 9 条第 8 項<br>の規定により公<br>示した期間にお |
|---------|------|---------|-------|--|

|  |    |      |       |  |
|--|----|------|-------|--|
|  |    |      |       | いて納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。                                   |
| 地方税法第20条の10に規定する納税証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）手数料 | 1件 | 200円 | 申請のとき | 1年度、1納税義務者の証明につき1件とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。 |
| 地方税法第380条第3項に規定する地籍図又は公図の写しの交付手数料  | 1枚 | 200円 | 申請のとき |  |
| 地方税法第380条第3項に規定する家屋見取図の写しの交付手数料  | 1枚 | 200円 | 申請のとき |  |
| 地方税法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第  | 1件 | 200円 | 申請のとき | 1年度、1納税義務者の証明につき1件とする。   |

|   |    |      |       |                        |
|---|----|------|-------|------------------------|
| 382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)手数料                |    |      |       |                        |
| 地方税法第387条第1項に規定する土地名寄帳及び家屋名寄帳による土地、家屋又は償却資産に関する事項についての証明手数料 | 1件 | 200円 | 申請のとき | 1年度、1納税義務者の証明につき1件とする。 |
| その他土地又は家屋に関する証明手数料  | 1件 | 200円 | 申請のとき |                        |
| 個人市県民税の所得又は課税に関する証明手数料                                      | 1件 | 200円 | 申請のとき | 1年度、1納税義務者の証明につき1件とする。 |
| 事業に関する証明手数料   | 1件 | 200円 | 申請のとき |                        |

に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和8年4月1日から同年9月30日までの間における多機能端末機による交付に係る手数料の特例)

- 4 令和8年4月1日から同年9月30日までの間は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書等の自動交付を行う機能を有するものをいう。)により交付する場合における印鑑登録証明手数料、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項、第12

条の3第1項、第2項若しくは第8項又は第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付手数料、地方税法第20条の10に規定する納税証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）手数料及び個人市県民税の所得又は課税に関する証明手数料の金額については、別表第9中「200円」とあるのは、「100円」とする。

第2条 岩倉市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第5優良宅地造成認定申請手数料の項中「86,000円」を「92,000円」に改め、同表優良住宅新築認定申請手数料の項中「6,200円」を「6,300円」に、「8,600円」を「9,200円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「43,000円」を「46,000円」に改める。

別表第9印鑑登録証明手数料の項から住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項まで又は同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付手数料の項まで、地方税法第20条の10に規定する納税証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）手数料の項から事業に関する証明手数料の項まで及び公文書の写しの証明手数料の項中「200円」を「300円」に改め、同表放課後児童健全育成手数料の項中「3,000円」を「4,500円」に、「900円」を「1,350円」に、「1,400円」を「2,100円」に、「1,000円」を「1,500円」に改める。

附則第4項中「をいう。）により」を「をいう。次項において同じ。）により」に、「の金額」を「(次項において「印鑑登録証明手数料等」という。)の金額」に改め、附則に次の1項を加える。

(令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間における多機能端末機による交付に係る手数料の特例)

5 令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間は、多機能端末機により交付する場合における印鑑登録証明手数料等の金額については、別表第9中「300円」とあるのは、「100円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年10月1日から施行する。